

20 総合第 183 号
平成 20 年 6 月 6 日

全国乾麺協同組合連合会会長 殿

農林水産省総合食料局
食糧部食糧貿易課長

法令遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の徹底等について

今般、賞味期限の改ざんを行った奈良県の乾めん類及び手延べそうめん類製造販売業者に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 14 第 3 項の規定に基づく農林水産大臣名の改善命令が発出されました。

当該業者は、貴会員外であることは承知しておりますが、本件は、乾めん業界全体に対する消費者の不信感を惹起しかねない問題であり、誠に遺憾です。

については、消費者の信頼を確保するためにも、貴連合会としての「信頼性向上自主行動計画」を早期に策定するとともに、貴連合会に所属する組合及び組合員企業に対し、

- ① 期限表示、コンプライアンス体制に関する社内総点検
- ② コンプライアンス講習会の開催
- ③ 「信頼性向上自主行動計画」の周知徹底と各事業者ごとの「企業行動規範」の策定指導

を実施し、関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の徹底を図られるよう、働きかけをお願いします。

20 総合第 183 号
平成 20 年 6 月 6 日

各地方農政局生産経営流通部食品課長
北海道農政事務所消費・安全部消費生活課長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料流通課長

殿

農林水産省総合食料局
食糧部食糧貿易課長

法令遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の徹底等について

今般、賞味期限の改ざんを行った奈良県の乾めん類及び手延べそうめん類製造販売業者に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 14 第 3 項の規定に基づく農林水産大臣名の改善命令が発出されました。

については、消費者の信頼を確保するため、管内の乾めん類及び手延べそうめん類製造販売業者に対し、関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の徹底を図るとともに、適切な期限表示の実施・コンプライアンス体制の徹底等を図るための講習会等に参加させる等の指導をお願いします。